

記 録

令和 7 年 9 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 9 月 2 6 日（金）

記 録

令和7年9月農業委員会定例総会議事録

令和7年9月農業委員会定例総会を令和7年9月26日（金）午後3時20分から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 教	4番	前 川 ふ じ 子
5番	平 野 直 樹	6番	山 本 孝 志
7番	海 野 善 文	8番	鈴 野 浅 夫
9番	治 田 健	10番	松 木 親 則
11番	山 本 恵 子	12番	黒 木 耕 作
13番	池 田 慶 子	14番	新 名 浩

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
18番	菊 田 泰 徳	19番	佐 藤 力
20番	田 代 百 合 子	21番	河 野 美 紀
22番	黒 木 博	23番	海 野 茂 実
24番	伊 東 松 実	25番	溝 口 一 文
26番	黒 木 藤 市	27番	黒 木 敬 治
28番	黒 木 豊 喜	29番	山 口 佐知男
30番	児 玉 克 朗		

欠席委員（0名）

事務局出席者

事務局 長	寺 原 君 保	主任 主 事	黒 木 信 介
主 事	赤 木 な な 実		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

6 番 山 本 孝 志

9 番 治 田 健

日程第2

- | | |
|--------|------------------------------|
| 議案第41号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第42号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第43号 | 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について |
| 議案第44号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第45号 | 非農地証明願いについて |
| | |
| 報告第42号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報告第43号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報告第44号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第45号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第46号 | 農地改良届について |
| 報告第47号 | 農地用途変更届出について |
| 報告第48号 | 取消願について |
| 報告第49号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について |

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

6 番

9 番

議事録

開 会 午後 3 時 2 0 分

- | | |
|---------|---|
| 議長 | ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 9 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、6 番山本孝志委員、9 番治田健委員を指名します。よろしくお願いします。 |
| | 次に、日程第 2 議案審議に入ります。最初に、議案第 4 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 受付番号 4 0、土地の所在地は財光寺、田が 2 筆で 3 6 0 m ² です。兄弟間の贈与による所有権移転で、所有権移転後は野菜を作付されると伺っています。
受付番号 4 1、土地の所在地は東郷町山陰、田が 3 筆で 9 4 1 m ² です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。所有権移転後は米を作付けされると伺っています。
全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 2 件皆様のご審議をお願いいたします。 |
| 議長 | 番号 4 0 担当の 2 6 番委員から補足があれば説明をお願いします。 |
| 2 6 番委員 | 2 6 番委員です。先日譲受人から電話がありましてお姉さんが県外に住んでいて体を悪くしており管理できないということで、譲受人に贈与するということです。問題ありません。 |
| 議長 | 次に、番号 4 1 担当の 2 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。 |
| 2 0 番委員 | 2 0 番委員です。譲受人から連絡がありまして問題ないと思います。 |
| 議長 | 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手) |
| 議長 | ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 4 1 号については許可することに決定します。次に、議案第 4 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 受付番号 9、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 4 4 1 m ² です。転用目的は杉の植林で、議案書に追認とありますように既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、申請地は傾斜になっており、機械等も入らず耕作が困難になったことから、農地法の申請が必要なことを知らずに亡き父が植林してしまったとのことで顛末書が提出されています。周囲に転用により影響を与える農地はありません。既に転用済みのため新たな資金は発生しないため一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。
以上 1 件皆様のご審議をお願いいたします。 |
| 議長 | 番号 9 担当の 2 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。 |
| 2 5 番委員 | 2 5 番委員です。現地も確認いたしました。問題ありません。 |

議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４２号については承認することに決定します。次に、議案第４３号農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号１、土地の所在地は東郷町山陰、宅地が１筆で９７０．１１㎡です。当初譲受人が農家住宅と農業用倉庫を建築する予定でしたが、資金不足のため農業用倉庫は建設せず露天駐車場として計画変更するものです。農家住宅については建設済です。 以上１件、皆様のご審議をお願いします。
議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４３号については承認することに決定します。次に、議案第４４号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号１２、土地の所在地は幸脇、畑が１筆で１１８㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は宅地拡張です。議案書に追認とあり既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、譲渡人が１０年前に父から相続しましたが、相続以前に譲渡人の父が農地法のことを知らず、擁壁を設置し宅地拡張をしていたとのことで顛末書が提出されています。既に転用済みで新たな資金は発生しないため一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当しているため立地基準も満たしていると考えられます。 受付番号１３、土地の所在地は美々津町、畑が１筆で７７２㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は農園付き保養所です。申請地の隣接地にある一般住宅を譲受人である法人の社員の保養所として利用します。申請地には果樹が定植されているので、宿泊した際に利用できるよう管理していくとのことです。雨水は敷地内自然浸透及び既存側溝へ接続し、保養所の汚水は既存合併浄化槽から既存側溝へ接続して行います。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し立地基準も満たしていると考えられます。 以上２件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号１２担当の２７番委員から補足があれば説明をお願いします。
２７番委員	２７番委員です。問題ありません。
議長	番号１３担当の２１番委員から補足があれば説明をお願いします。
２１番委員	２１番委員です。問題ありません。

議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４４号については承認することに決定します。次に、議案第４５号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号２２、土地の所在地は美々津町、畑が１筆で７５６㎡です。申請地は宅地となっており、証明内容どおり農地法施行以前から宅地として使用している土地となります。 以上１件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号２２担当の２１番委員から補足があれば説明をお願いします。
２１番委員	２１番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４５号については、証明書を交付することに決定します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。続きまして、報告第４２号から第４９号までについて、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	最初に、報告第４２号農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出についてです。議案書１８ページから２０ページまでです。届出件数は２件、土地は畑２筆で面積は８６７㎡です。転用目的につきましては、個人住宅等があります。 次に、報告第４３号農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてです。議案書２１ページから２５ページまでです。届出件数は７件、土地は田２筆、畑５筆で面積は２，４５４．３０㎡であります。転用目的につきましては、個人住宅等があります。 次に、報告第４４号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてです。議案書２６ページから３０ページまでです。届出件数は３件、所有権の相続であり、土地は田１５筆、畑６筆で面積は２０，７２４㎡であります。 次に、報告第４５号農地法第１８条第６項の規定による通知についてです。議案書３１ページから３４ページまでです。通知件数は５件、農地転用等の合意解約であり、土地は田７筆で面積は５，９９６㎡であります。 次に、報告第４６号農地改良届についてです。議案書３５ページから３６ページまでです。届出件数は１件、土地は田１筆で面積は５００㎡であります。 次に、報告第４７号 農地用途変更届出についてです。議案書３７ページから３８ページまでです。届出件数は１件であり、土地は田１筆で面積は１３９．５㎡であります。 次に、報告第４８号取消願についてです。議案書３９ページから４１ページ

までです。届出件数は２件であり、非農地証明及び農地改良届についての取消しです。

以上、報告第４２号から報告第４８号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第４９号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書４２ページから４４ページまでです。令和７年７月の定例総会で可決した農地法第４条申請２件及び第５条申請２件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

議長

事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、報告案件を終了します。以上を持ちまして、令和７年日向市農業委員会９月定例総会を閉会します。